

令和6年第4回3月

# つがる市農業委員会総会議事録

つがる市農業委員会

1. 開催日時 令和6年3月4日(月) 午後1時55分から午後2時45分
2. 開催場所 つがる市役所3階会議室
3. 出席委員数 36人中、33人出席
4. 出席委員名

1. 松橋 正行 2. 古坂 光司 3. 高橋 敦樹 4. 盛 彰一 5. 三橋 美也  
6. 杉野森由美子 7. 小笠原 繁 8. 長谷川勝則 9. 田戸岡 誠 10. 太田 善造  
11. 三橋 衛 12. 野宮富喜子 13. 笠井 正己 14. 新岡 亮 15. 吉田 秀美  
16. 菊池 昭二 17. 葛西 勝久 18. 秋田谷廣次 19. 工藤しのぶ 20. 成田 金春  
21. 杉森 広宣 22. 今 輝義 23. 鎌田 誠 25. 長谷川一幸 26. 工藤 恒實  
27. 長谷川秀樹 28. 小山内 壽 29. 藤本 正彦 31. 稲葉 武彦 32. 福井二三夫  
33. 工藤 宰 34. 横山 治彦 36. 浅見 春樹 計 33人

5. 欠席委員名 24. 三橋 弘 30. 工藤 正樹 35. 神 文敏 計3人

## 6. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期の決定

第3 提出議案の上程

報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

議案第15号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

議案第16号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

議案第17号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について

議案第18号 農用地利用集積計画の決定について

議案第19号 農用地利用集積計画の決定について

議案第20号 公売買受適格者の証明について

第4 諸般の報告

## 7. 職務のため出席した事務局職員の職氏名

局長：竹内攻規 係長：村田龍治 主幹：成田圭吾 主事：對馬拓朗

主事：西巻塁斗 専門員：渋谷正彦 専門員：吉田真也 計6人

## 8. 会議の概要

事務局長(竹内攻規)

委員の皆様が揃いましたので、「令和6年第4回(3月)つがる市農業委員会総会」を開会致します。開会にあたり、会長から挨拶がございます。

会長あいさつ(藤本正彦)

本日は悪天候にもかかわらず、お忙しいところ総会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。

さて、2月末から3月初めにかけて、各地区において、人農地プラン座談会が開催されたところですが、皆様の協力のもと、滞りなく終わったかと思えます。令和7年

3月までに目標地図を作成しなければならないため、あと1、2回は開催されると思いますので、各地区の委員の皆様にはリーダーシップをとって意見をまとめていただければと思います。

さて、本日は3月総会という事で、慎重審議のもと、承認決定されます事をお願い致しまして開会の挨拶と致します。

事務局長（竹内攻規）

それでは、農業委員会会議規則第5条の規定により、会長が議長となり、議事を進行致します。会長、宜しくお願い致します。

議長（藤本正彦会長）

ただいまの出席委員は、36名中33名です。定足数に達しておりますので、本日の会議は成立致します。

議長（藤本正彦会長）

これより議事に入ります。まず議事日程第1の議事録署名委員の選任を行います。「つがる市農業委員会会議規則」第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長において指名することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声があり）

議長（藤本正彦会長）

ご異議なしと認めます。よって議事録署名委員には3番高橋敦樹委員、5番三橋美也委員を指名致します。

次に議事日程第2の会期についておはかり致します。会期は、本日一日とすることに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声があり）

議長（藤本正彦会長）

ご異議なしと認めます。よって、会期は、本日一日と決定致しました。書記には、事務局職員を任命致します。

それでは、これより議事日程第3の提出議案等の上程を行います。提出議案は、お手元に配布のとおりであります。

報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

議案第15号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

議案第16号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

議案第17号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について

議案第18号 農用地利用集積計画の決定について

議案第19号 農用地利用集積計画の決定について

議案第20号 公売買受適格者の証明について

以上、報告1件、議案6件、計7件を上程致します。

議長（藤本正彦会長）

はじめに、「報告第4号農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について」を事務局から報告させます。

事務局報告（西巻主事）

それでは、1ページをお開きください。報告第4号について説明致します。

「農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について」。農地法施行規則第68条第1項の規定により下記のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したので報告する。令和6年3月4日提出、つがる市農業委員会会長。

報告第4号は、1ページの番号56番から7ページの番号70番までの15件です。解約は田が15件で面積は103,834.63㎡です。解約の理由は全て合意による解約となっております。以上で報告を終わります。

議長（藤本正彦会長）

報告については、以上のとおりと致します。

議長（藤本正彦会長）

次に、「議案第15号農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」を議題と致します。説明を求めます。

事務局説明（西巻主事）

それでは、8ページをお開きください。議案第15号について説明致します。

「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」。農地法施行令第1条の規定により下記のとおり許可申請書の提出があったので審議を求める。令和6年3月4日提出、つがる市農業委員会会長。

議案第15号は、8ページ番号56番から22ページ番号87番までの32件です。内訳は、所有権移転の「あっせんによる売買」が17件で、田が179,502.63㎡、畑が17,819㎡、「一般の売買」が2件で、田が2,447㎡、「贈与」が9件で、田が31,585㎡、畑が4,141㎡、農地の「交換」が21ページ84番と85番の1組2件となっております。また、使用貸借権設定が2件で、田が9,730㎡、畑が8,823㎡です。全案件とも別添の農地法第3条調査書1ページから11ページのとおり、許可要件の全てを満たしていると思われま。

次に、売買価格について説明いたします。8ページ、56番と57番の田は10a当り25万円、58番の田は総額300万円、10a当り約28万8千円、9ページ、59番の田は10a当り25万円、9ページから10ページにかけての60番の田と畑は総額100万円、11ページ、61番の田は総額192万円、10a当り約13万9千円、62番の田は総額50万円、10a当り約4万2千円、12ページ、63番の田は10a当り23万円、64番と65番の田は10a当り20万円、13ページ、66番の田は総額133万円、10a当り約27万円、67番の田は10a当り20万円、14ページ、68番の田は10a当り15万円、14ページから15ページにかけて

の69番の田は総額441万円、10a当り約29万3千円、15ページ、70番の田は10a当り20万円、16ページ、71番の田は総額50万円、10a当り約20万4千円、72番の田は10a当り18万円、73番の田は総額1千円、10a約1万2千円、17ページ、74番の田は10a当り20万円となっております。以上で説明を終わります。

議長（藤本正彦会長）

説明が終わりました。これより質疑を行います。

（なしの声があり）

議長（藤本正彦会長）

ないようですので、議案第15号の質疑を終結致します。これより、議案第15号を採決致します。おはかり致します。議案第15号は、原案のとおり許可することに、ご異議ございませんか。

（異議なしの声があり）

議長（藤本正彦会長）

ご異議なしと認めます。よって、議案第15号は、原案のとおり許可することに決定致しました。

議長（藤本正彦会長）

次の議案第16号については、本職が関係しておりますので、議長を杉森会長職務代理者をお願いしたいと思います。

それでは、杉森会長職務代理者、よろしくお願い致します。

（藤本会長が議長席より退席し、「自席」へ移動）

（杉森会長職務代理者が、「議長席」に着く）

議長（杉森会長職務代理者）

会長職務代理者の杉森です。暫時(ざんじ)の間、議長を務めますのでよろしくお願い致します。

議長（杉森会長職務代理者）

それでは、「議案第16号農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」を議題と致します。

この案件については、4番盛彰一委員、9番田戸岡誠委員、29番藤本正彦委員が関係している事案でございますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき「議事参与の制限」により、当該事案の審議開始から終了まで退席をお願いします。関係議案終了後に入室・着席していただきます。

(4番盛彰一委員、9番田戸岡誠委員、29番藤本正彦委員が退席)

議長 (杉森会長職務代理者)

それでは、議案第16号について説明を求めます。

事務局説明 (西巻主事)

それでは、23ページをお開きください。議案第16号について説明致します。

「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」。農地法施行令第1条の規定により下記のとおり許可申請書の提出があったので審議を求める。令和6年3月4日提出、つがる市農業委員会会長。

議案第16号は、23ページ番号903番と904番、24ページ番号905番の3件です。内訳は所有権移転の「あっせんによる売買」が2件で、田が9,377㎡、「贈与」が1件で、田が1,540㎡です。別添の農地法第3条調査書12ページのとおり、許可要件の全てを満たしていると思われまます。以上で説明を終わります。

議長 (杉森会長職務代理者)

説明が終わりました。これより質疑を行います。

(なしの声があり)

議長 (杉森会長職務代理者)

ないようですので、議案第16号の質疑を終結致します。

これより、議案第16号を採決致します。おはかり致します。議案第16号は、原案のとおり許可することに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声があれば)

議長 (杉森会長職務代理者)

ご異議なしと認めます。よって、議案第16号は原案のとおり許可することに決定致しました。

4番盛彰一委員、9番田戸岡誠委員、29番藤本正彦委員入室願います。

(4番盛彰一委員、9番田戸岡誠委員、29番藤本正彦委員入室し着席)

議長 (杉森会長職務代理者)

ここで、議長を藤本会長に交代致します。ご協力ありがとうございました。

(杉森会長職務代理者が議長席より退席し「自席」へ移動)

(藤本会長が、「議長席」に着く)

議長（藤本正彦会長）

次に、「議案第17号農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について」を議題と致します。説明を求めます。

事務局説明（吉田専門員）

25ページをお開きください。議案第17号「農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について」。農地法第5条第3項の規定により、下記のとおり許可申請書の提出があったので、県知事に送付するため意見を求める。令和6年3月4日提出、つがる市農業委員会会長。

番号5番の申請地は、木造浮巢の田4筆で面積が2,312㎡です。共同住宅の新築の申請です。周辺は宅地と農地であるが、周辺の農地等に係る営農条件への支障はないものと思われま

す。次に番号6番の申請地は、柏桑野木田の畑1筆で面積が397㎡です。借家を解消するため、住宅の新築の申請です。周辺は宅地と農地であるが、周辺の農地等に係る営農条件への支障はないものと思われま

議長（藤本正彦会長）

説明が終わりました。質疑に入る前に、現地確認の報告を求めます。20番成田金春委員、報告をお願い致します。

（20番成田金春委員、報告）

本日、午前10時より、「25」番「長谷川」委員と私「20」番「成田」事務局長と吉田専門員の4人で確認してまいりました。

25ページの番号5番の申請の場所は、市役所より北東に約1.1キロメートルに位置し、周辺は宅地と農地であるが、農地等に係る営農条件への支障はないものと見てまいりました。

次に番号6番の申請の場所は、旧柏分庁舎より南西に約640メートルに位置し、周辺は宅地と農地であるが、農地等に係る営農条件への支障はないものと見てまいりました。以上で現地確認の報告を終わります。

議長（藤本正彦会長）

報告が終わりました。これより質疑を行います。

（なしの声があり）

議長（藤本正彦会長）

ないようですので、議案第17号の質疑を終結致します。

これより、議案第17号を採決致します。おはかり致します。議案第17号は、原案のとおり許可相当とし、県知事に送付することに、ご異議ございませんか。

（異議なしの声があり）

議長（藤本正彦会長）

ご異議なしと認めます。よって、議案第17号は、原案のとおり許可相当とし、県知事に送付することに決定致しました。

議長（藤本正彦会長）

次に、「議案第18号農用地利用集積計画の決定について」を議題と致します。説明を求めます。

事務局説明（成田主幹）

それでは26ページをお開きください。議案第18号について説明致します。

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条の改訂により改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める。令和6年3月4日提出、つがる市農業委員会会長。

議案第18号は、26ページ 番号7番から、40ページ 番号165番までです。内訳ですが、「公社からの売買」で、田が1件、面積が合計4,671㎡です。次に、「新規の賃貸借」で、田が16件、畑が1件、面積が合計225,636㎡です。次に、「新規の使用貸借」で、田が2件、面積が合計10,355㎡です。次に、「再設定の賃貸借」で、田が6件、畑が2件、面積が合計71,797㎡です。

議案第18号の合計としまして、田が25件、畑が3件、合計28件、面積が合計312,459㎡です。それでは、売買価格について説明致します。26ページをお開きください。26ページ 番号7番の田は、10a当り20万円です。

以上の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条の改訂により、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると思われまます。以上で説明を終わります。

議長（藤本正彦会長）

説明が終わりました。これより質疑を行います。

（なしの声があり）

議長（藤本正彦会長）

ないようですので、議案第18号の質疑を終結致します。これより、議案第18号を採決致します。おはかり致します。議案第18号は、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

（異議なしの声があり）

議長（藤本正彦会長）

ご異議なしと認めます。よって、議案第18号は、原案のとおり決定致しました。

議長（藤本正彦会長）



次に、「議案第19号農用地利用集積計画の決定について」を議題と致します。この案件については、9番田戸岡誠委員が関係している事案でございますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき、「議事参与の制限」により、当該事案の審議開始から終了まで退席をお願いします。関係議案終了後に入室・着席していただきます。

(9番田戸岡誠委員が退席)

議長(藤本正彦会長)

それでは、議案第19号について説明を求めます。

事務局説明(成田主幹)

それでは41ページをお開きください。議案第19号について説明致します。

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和4年法律第56号)附則第5条の改訂により改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める。令和6年3月4日提出、つがる市農業委員会会長。

議案第19号は、41ページ 番号926番です。議案第19号の内訳ですが、「新規の賃貸借」で、田が1件、面積が合計29,682㎡です。

以上の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和4年法律第56号)附則第5条の改訂により、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると思われまふ。以上で説明を終わります。

議長(藤本正彦会長)

説明が終わりました。これより質疑を行います。

(なしの声があり)

議長(藤本正彦会長)

ないようですので、議案第19号の質疑を終結致します。これより、議案第19号を採決致します。おはかり致します。議案第19号は、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声があり)

議長(藤本正彦会長)

ご異議なしと認めます。よって、議案第19号は、原案のとおり決定致しました。9番田戸岡誠委員、委員入室願います。

(9番田戸岡誠委員入室し着席)

議長(藤本正彦会長)

次に、「議案第20号公売買受適格者の証明について」を議題と致します。説明を求めます。

事務局説明（西巻主事）

それでは、42ページをお開きください。議案第20号について説明いたします。

「公売買受適格者の証明について」。農地法第3条の適用を受ける土地について、下記のとおり農地等の買受適格証明願の提出があったので、審議を求める。なお、当該適格者が最高価買受申出人等となり農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請書を提出したときは、証明書の交付時と事情が異なる場合を除き、許可するものとする。

令和6年3月4日提出、つがる市農業委員会会長

本案件は、屏風山土地改良区が2月6日付けで公告した公売への証明願です。入札日時は3月18日の午前10時からで即日開札です。売却決定日時は3月25日午前10時です。番号1番と2番の願出人は別添の農地法第3条調査書13ページのとおり農地法第3条第2項の各号には該当しないため、当該土地の買受をするにあたり問題は無いものと思われまます。以上で説明を終わります。

議長（藤本正彦会長）

説明が終わりました。これより質疑を行います。

（なしの声があり）

議長（藤本正彦会長）

ないようですので、議案第20号の質疑を終結致します。これより、議案第20号を採決致します。おはかり致します。議案第20号は、原案のとおり証明することにご異議ございませんか。

（異議なしの声があり）

議長（藤本正彦会長）

ご異議なしと認めます。よって、議案第20号は、原案のとおり証明することに決定致しました。

議長（藤本正彦会長）

次に、議事日程第4の諸般の報告について、事務局から説明があります。

事務局説明

1. 次期総会日程（案）について（竹内事務局長）

- |        |                   |           |
|--------|-------------------|-----------|
| 1) 日 時 | 令和6年4月5日(金)       | 午後4時00分より |
| 場 所    | 生涯学習交流センター「松の館」2階 | 視聴覚室      |
| 2) 日 時 | 令和6年5月8日(水)       | 午後4時00分より |
| 場 所    | 生涯学習交流センター「松の館」2階 | 視聴覚室      |

## 2. 事務連絡

- 1) 令和6年 つがる市農業委員会交流会収支決算報告（對馬主事）
- 2) 令和6年度 農業委員会新年度交流会について（村田総括主幹）
- 3) 農用地のあっせんのお願について（成田主幹）
- 4) 農政推進委員及び農業者年金加入推進部長の選任について（村田総括主幹・渋谷専門員）
- 5) 農業者年金加入推進活動について（渋谷専門員）

議 長（藤本正彦会長）

以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項はすべて終了致しました。その他の件について、委員より発言がございましたら、お願いします。

2 2 番今輝義委員

協力金の収支について報告してください。

事務局

来月の総会で報告します。

吉田秀美委員

来月総会で、新委員、新年度の事務局職員の名簿を配布してはどうか。

事務局

来月の総会で配布します。

議 長（藤本正彦会長）

他に無いようですので、以上をもって、「令和6年第4回（3月）つがる市農業委員会総会」を閉会致します。